

件名	愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	—
<p>【制定の概要】</p> <p>1 目的  薬物の濫用の防止を図るため、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、及び必要な規制を行うことにより、薬物の濫用による危険から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。</p> <p>2 県の施策の基本事項の概要  (1) 薬物の濫用防止の推進体制の整備  (2) 薬物に関する調査研究  (3) 情報の収集、整理、分析、評価  (4) 教育及び学習の推進  (5) 薬物に対する効果的な監視指導</p> <p>3 規制の概要  (1) 知事指定薬物の規制  中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定。その製造、販売、購入、使用又は広告等を禁止</p> <p>(3) 立入検査等  知事指定薬物等の製造、販売等を行った者に対する報告徴収。これらの者の店舗等への立入、検査、質問及び知事指定薬物等の収去権限を付与  (知事の定める職員のほか、公安委員会が定める警察職員にも一部権限あり)</p> <p>(4) 警告  禁止行為を行った者に対する警告</p> <p>(5) 廃棄等  禁止行為に違反して製造、販売等が行われた知事指定薬物について、取扱者にその知事指定薬物の廃棄、回収等を命令</p> <p>(6) 質問、自粛要請  吸入等の方法により人の身体に使用され、神経毒性のあるおそれがあると認められる物（薬物類似物）を取り扱っていると認められる者その他の関係者に対する質問  質問の結果、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる薬物（当該薬物を含有する物を含む。）を製造、販売等をしていたと認められる者に対する当該薬物の製造、販売等の自粛要請</p> <p>(7) 罰則  知事指定薬物に係る禁止行為、立入検査等の拒否等をした者に罰則</p>	
施行日	公布日（販売等の規制及び罰則に関する規定は平成27年4月1日施行）
【その他参考事項】	